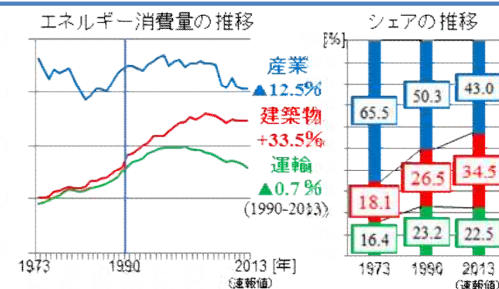


社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
 - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



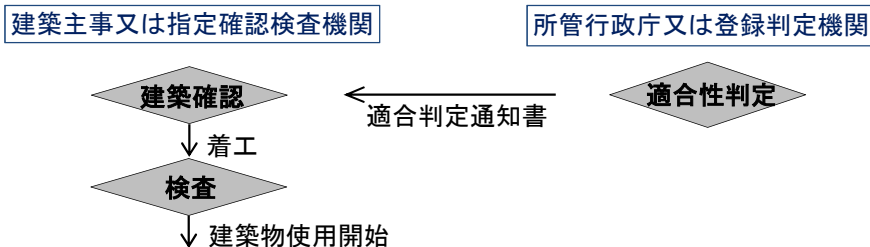
法案の概要

● 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令：2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令：300㎡) ※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
 <省エネ基準に適合しない場合>
 必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅 *住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
 <住宅トップランナー基準に適合しない場合>
 一定数(政令：年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

誘導措置

エネルギー消費性能の表示

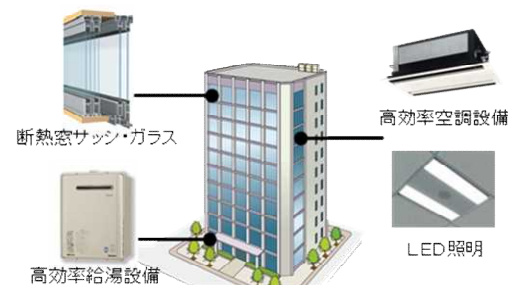
建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。

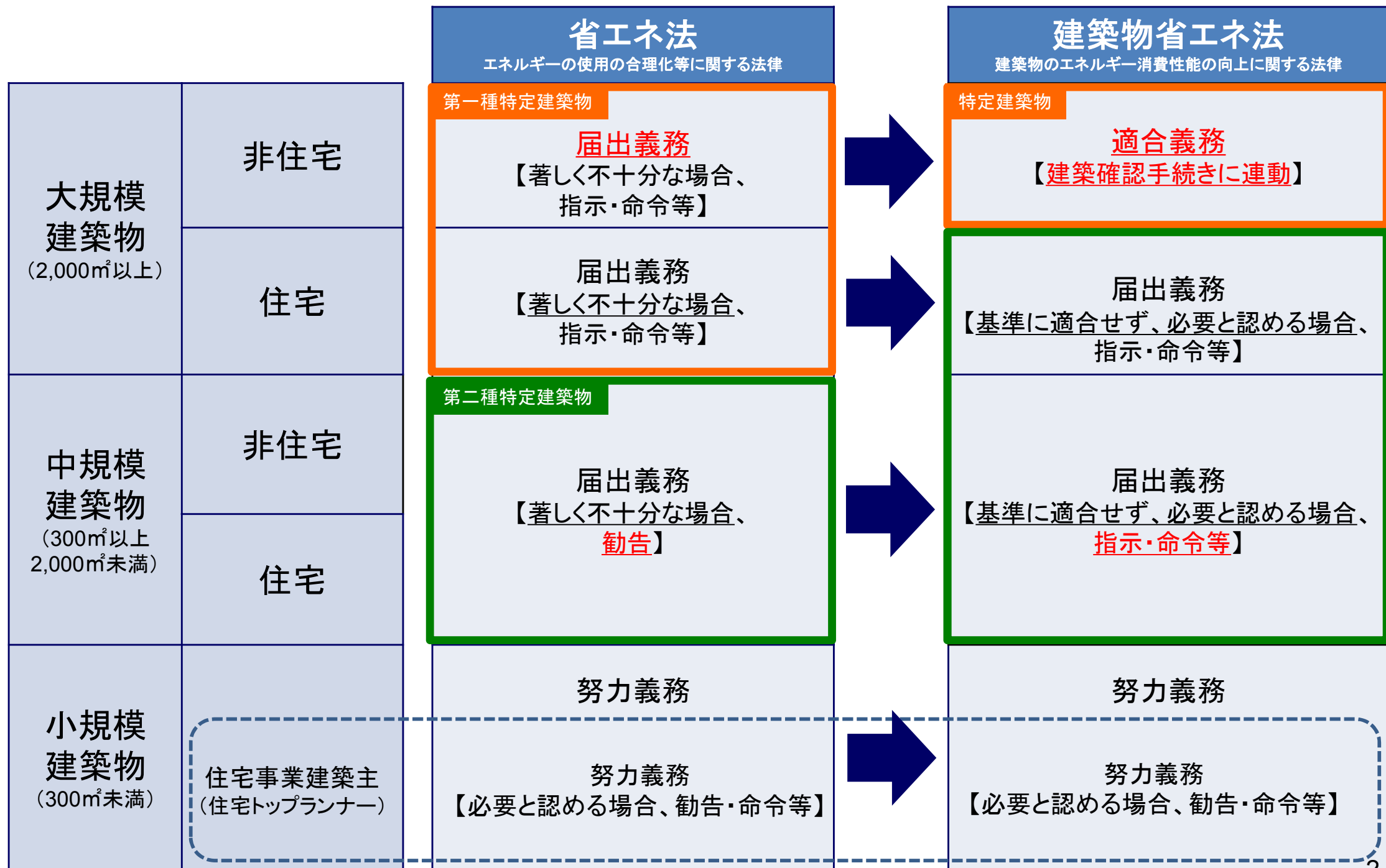
*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

[省エネ性能向上のための措置例]



- その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

省エネ法と建築物省エネ法の比較概要（新築に係る措置）



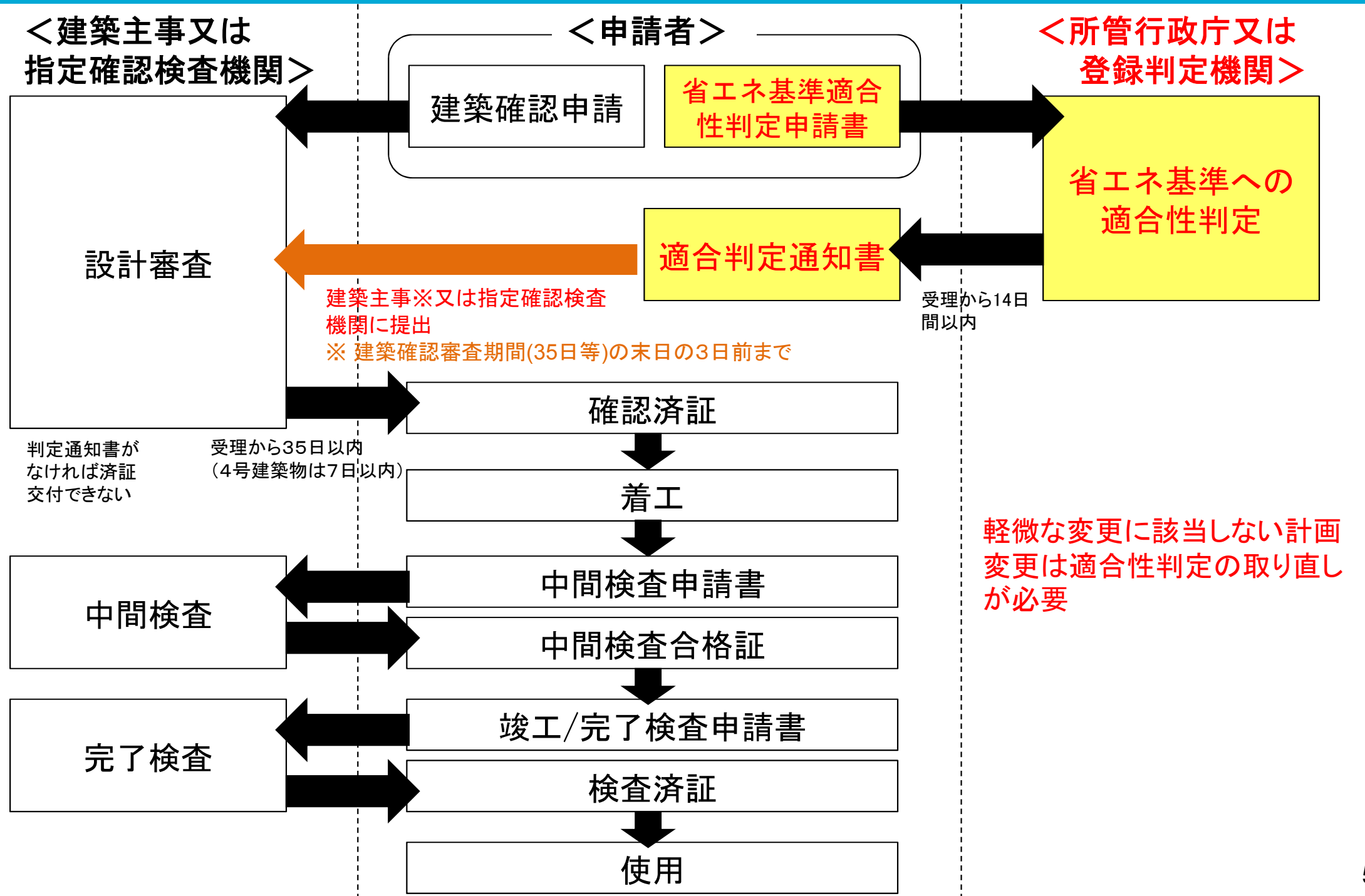
各種制度と対象建築行為、適用基準等の比較

	対象建築行為	申請者	申請先	適用基準
適合義務・適合性判定	<p>特定建築物 (2,000㎡以上非住宅)の新築 特定建築物の増改築 (300㎡以上) ※法施行前からの既存建築物については 大規模な増改築のみ対象とする</p>	建築主	所管行政庁 又は 登録判定機関 が判定	<p>エネルギー消費性能基準 (基準適合する旨の判定通知書 がなければ建築確認おりにない)</p>
届出	300㎡以上の新築・増改築	建築主	所管行政庁 に届出	<p>エネルギー消費性能基準 (基準に適合せず、 必要と認めるときは、 所管行政庁が指示できる)</p>
表示 (基準適合認定)	<p>現に存する建築物 ※用途・規模限定なし</p>	所有者	所管行政庁 が認定	<p>エネルギー消費性能基準 (基準適合で認定)</p>
容積率特例	<p>新築、増改築、 修繕・模様替え、 設備の設置・改修 ※用途・規模限定なし</p>	建築主等	所管行政庁 が認定	<p>誘導基準 (基準適合で認定)</p>
住宅事業建築主	<p>目標年度以降の各年度において、 供給する建売戸建住宅 (全住戸の平均で目標達成)</p>	<p>(年間150戸以上 建売戸建住宅を 供給する 住宅事業建築主)</p>	<p>申請不要 (国土交通大臣 が報告徴収)</p>	<p>住宅事業建築主基準 (基準に照らして、 必要と認めるときは、 国土交通大臣が勧告できる)</p>

各基準の施行・廃止等のスケジュール

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
建築物 省エネ法	エネルギー消費性能基準					表示				適合義務、届出・指示							
	誘導基準					容積率特例											
	住宅事業建築主基準									報告徴収・勧告							
		※新目標値はH32年度～															
省エネ法	平成25年判断基準	届出・指示等								廃止							
	住宅事業建築主基準	報告徴収・勧告								廃止							
低炭素法	低炭素認定基準	容積率特例															
品確法	評価方法基準(新築)	表示				改正											
						※形式改正											
	評価方法基準(既存)					表示,改正											

省エネ適合性判定及び建築確認・検査のスキーム概要 (全体の流れ、§11~18)



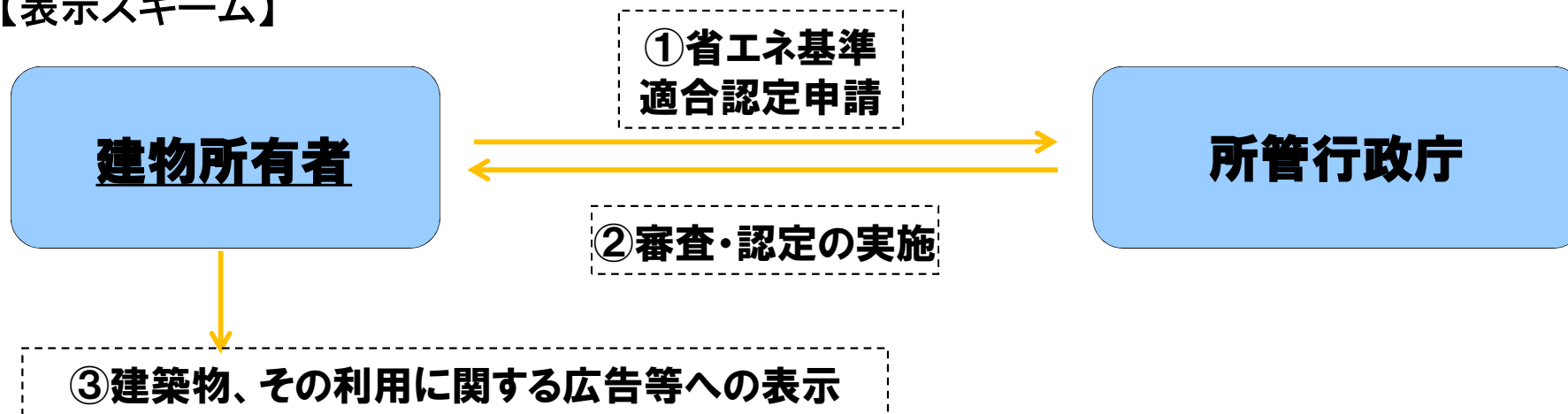
販売・賃貸事業者の表示の努力義務(第7条)

- 建築物の**販売・賃貸を行う事業者**は、その販売又は賃貸を行う建築物について、**省エネ性能を表示**するよう努めなければならない。
⇒今後、**省エネ性能の表示のガイドラインを策定予定**

所有者の基準適合の認定・表示制度(第36条)

- 建築物の**所有者**は**申請**により、建築物が省エネ基準に適合している旨の**所管行政庁による認定**を受けることができる。
- 認定を受けた建築物、その利用に関する**広告等**については、**認定を受けた旨の表示(基準適合認定マーク)**をすることができる。

【表示スキーム】



- 新築及び省エネ改修を行う場合に、省エネ基準の水準を超える誘導基準等に適合している旨の所管行政庁による認定を受けることができる
- 認定を受けた改修工事については、容積率等の特例を受けることができる

認定基準

①誘導基準に適合すること

※エネルギー消費性能基準を超えるものとして、経済産業省令・国土交通省令で定める基準

②計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること

③資金計画が適切であること

容積率特例

・省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

<対象設備(イメージ)>

- ①太陽熱集熱設備、②太陽光発電設備、③燃料電池設備、④コージェネレーション設備、⑤地域熱供給設備、⑥ヒートポンプ式熱源措置と併せて設ける蓄熱設備、⑦蓄電池設備(再生利用可能エネルギー発電設備と連携するものに限る)

【具体的な設備例】

○コージェネレーション設備

電力の使用先でガスを使って発電し、排熱を給湯などに有効利用することで高い総合効率を実現するシステム

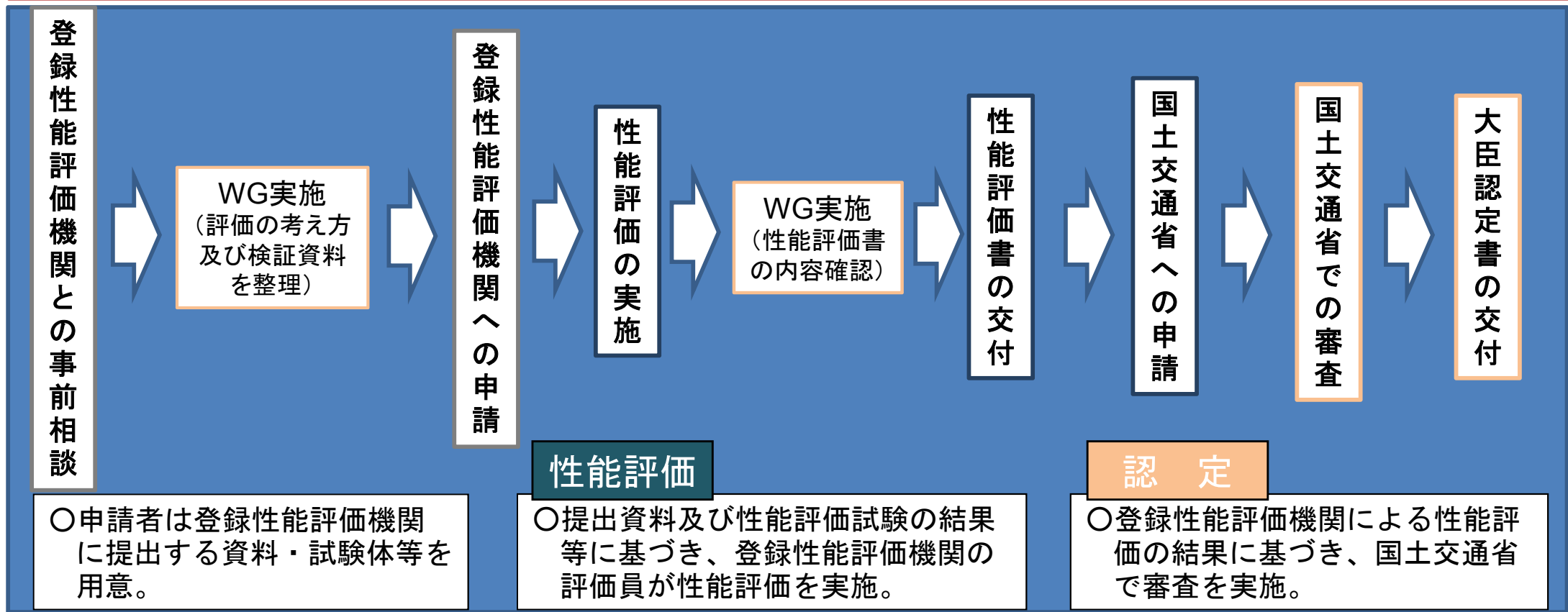
システム外観



大臣認定制度（特殊の構造・設備を用いる建築物の認定）（§23~26）

省エネ基準等で評価できない新技術を評価し、新技術を用いる建築物が基準に適合する旨の認定を行う制度。個別の建築物毎に登録建築物エネルギー消費性能評価機関の性能評価にもとづき、国土交通大臣が基準と同等以上の性能を有することについて認定する。適合性判定が必要な建築物等について、大臣認定を受けた場合には、適合判定通知書の交付を受けたものとみなすなどの特例が適用される。

- <認定プロセス>
- ①性能評価：申請のあった建築物の省エネ性能を確かめるための技術評価。
国土交通大臣の登録を受けた登録性能評価機関において行われる。
 - ②認定：登録性能評価機関において交付された性能評価書に基づいて、国土交通大臣が行う。

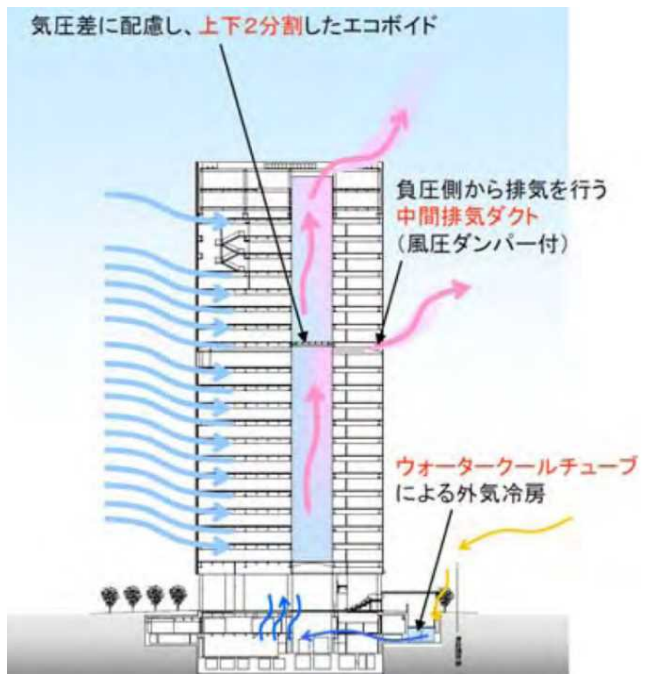


※社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準等小委員会の下に建築物省エネ法大臣認定WG(仮称)を設置し、性能評価と一体的に審議

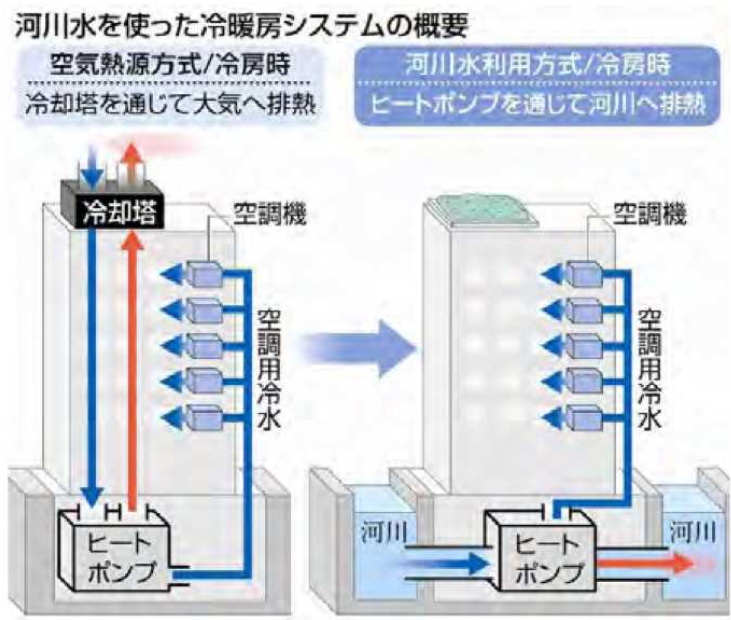
大臣認定制度での活用が想定される新技術のイメージ

基準化されていない評価方法の例(自然通風利用、未利用熱(河川水など)利用)

【エコボイド(自然通風利用)】



【河川水利用】



【すぐに基準化できない理由】

- 省エネ効果は、屋外の状況(隣棟間隔や卓越風向等)にも依存する。
- 通風量を正確に算出することが現在の技術では困難。
- 通風の発停や強弱を制御する方法が一般化されておらず、建物毎によって大きく異なる。

【個別認定であれば評価できる理由】

- 個別に調査(風向や通風量等)・分析を行えば、省エネ効果・性能を評価することが可能

【すぐに基準化できない理由】

- 任意の地点における地盤内部や河川水の温度変化を推測することが現在の技術では困難。
→建設される河川固有の水温の変化や潮の満ち引きを考慮しなければいけない。

【個別認定であれば評価できる理由】

- 個別に調査(温度や水位の調査等)・分析を行えば、省エネ効果・性能を評価することが可能。
→河川水の温度条件が明確になれば安全側評価は容易。